

2014 事業年度に対する法人地方所得税の申告および納付についてのご案内

2015 年 4 月 27 日

I. 地方所得税の課税体系の改編(付加税方式⇒独立税方式)

従前には申告・納付する法人税額の10%を地方所得税として申告・納付していましたが、地方税法の改正(法律第12153号、2014年1月1日)により、2014年1月1日以後の所得発生分¹⁾に対する地方所得税の課税体系が全面改編されました。

これにより、法人税と同一の課税標準に「地方税法」で規定する地方所得税の税率を適用して算出税額を計算し、「地方税特例制限法」で規定する税額控除・減免²⁾に該当するかどうかを確認して控除・減免した後、「地方税基本法」および「地方税法」によって納税地管轄の地方自治団体に申告・納付するよう規定しています。

従前<付加税方式>	変更<独立税方式>
法人税決定税額×付加税率(10%) ⇒ 地方所得税	法人税課税標準×地方所得税率 ³⁾ －控除減免 ⇒ 地方所得税

- 1) 2014年1月1日以後に課税期間が始まり、納税義務が成立する所得発生分
- 2) 組合法人などの課税特例以外に、現在、税額控除・減免に対する規定はない。したがって、法人税は全額に対して減免を受けても地方所得税は税額が発生し得る。
- 3) 地方所得税率：法人税税率の10%水準の累進税率

地方所得税の特別徴収は、従前のような付加税方式を維持するものの、2015年1月1日から内国法人に利子・配当所得を支給する場合、特別徴収して納付するよう、規定が新設されました(地方税法第103条の29)。

対象所得		源泉徴収税率	特別徴収税率
1. 利子所得金額	利子所得金額	14%	1.4%
	非営業代金の利益	25%	2.5%
2. 配当所得金額	投資信託の利益	14%	1.4%

II. 課税標準の確定申告と納付(地方税法第103条の23)

1. 申告期限

各事業年度の終了日が属する月の末日から4ヶ月以内(連結法人は5ヶ月以内)に納税地管轄の地方自治団体の長に申告・納付しなければなりません。

法人地方所得税の申告納付期限は下記のとおり、一部変更されました。

区分	従前	改編後
確定申告	各事業年度終了日の末日から4ヶ月以内 (連結法人は5ヶ月)	従前と同一 (12月末法人は4月30日、 3月末法人は6月30日)
清算所得	法人税 申告期限 + 1ヶ月	法人税の申告期限と同一
法人税の決定更正、 修正申告時	納付(申告)期限 + 1ヶ月	法人税と同時申告 (地方自治団体の決定更正前まで)
法人税申告期限 延長時*	延長された申告期限 + 1ヶ月	内国法人は延長できず、外国法人 の場合には従前と同様に延長可能

2. 提出書類および書式

区分	提出書類	書式	電子申告 可否
申告書	① 法人地方所得税の課税標準および税額申告書	43号	○
	② 法人地方所得税の按分申告書および明細書	43号の7	○
添付1	③ 財務状態表		○
	④ 包括損益計算書		○
	⑤ 利益剰余金処分(欠損金処理)計算書		○
	⑥ 税額調整計算書	43号の2	○
添付2	⑦ 法人税法施行令第97条第5項各号による書類		
	⑦-1 税額調整計算書の付属書類のうち、当該法人に関連する書類		
	・ 控除(減免)税額および追加納付税額合計表	43号の3	○
	・ 法人地方所得税の加算税額計算書	43号の4	○
	・ 法人地方所得税の特別徴収税額明細書	43号の5	○
・ 利子所得のみがある非営利法人の法人地方所得税の課税標準 および税額申告書	43号の6	○	

区分	提出書類	書式	電子申告可否
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遡及控除の法人地方所得税額の還付申請書 ⑦ - 2 現金フロー表(外部監査対象法人) ⑦ - 3 表示通貨財務諸表 ・ ウオン建て以外の通貨を機能通貨として採択した場合 ⑦ - 4 ウオン建て財務諸表 ・ ウオン建て以外の通貨を機能通貨として採択した法人が、ウオン建て以外の機能通貨として採択しなかった場合に作成しなければならない財務諸表を基準に計算する方法で課税標準計算方法を適用する場合 ⑦ - 5 合併(分割)時の付属書類など ・ 合併(分割)登記日現在における被合併法人の財務状態表、承継した資産および負債明細書 ・ 合併法人などの本店などの所在地、代表者の氏名、被合併法人などの名称、合併(分割)登記日、その他に必要な事項が掲載された書類 	43 号の 9	○ X X X X X
納付書	⑧ 納付書	14 号	N/A
	⑨ 法人地方所得税の納付書兼領収証	43 号の 8	N/A

- 添付書類1と2の資料のうち、電子申告ができない書類は、当該申告・納付の管轄地方自治団体に直接提出しなければならない。

3. 申告特例の変更

申告書を提出せず税額のみを納付する場合、改正前には申告したものとみなして加算税が賦課されましたが、改正後には無申告とみなされ加算税を負担することになります。

また、各事業年度の所得金額がない場合や欠損金がある法人の場合にも、地方所得税を申告しなければなりません。

- 欠損法人・非営利法人も申告義務がある。
- 欠損金遡及控除による還付の場合、確定申告期限内に申請しなければならない。

更正または修正申告による追加納付税額が、当初の申告税額の1/10未満の場合であっても、2014年以後の事業年度所得分からは発生の都度に申告・納付しなければなりません。

4. 申告・納付

(1) 申告・納付方法

申告・納付方法には、書面申告方法とETAXおよびWETAXを利用して電子ファイルにて一括申告する方法(以下、「電子申告」という)がありますが、実務的に地方自治団体の担当者は電子申告を要請する場合一般적입니다。

但し、現在、電子申告時の地方所得税の計算結果、還付(欠損金遡及控除を含む)が発生する場合には、還付税額が適正に反映されていないとのことです。

したがって、WETAX業務担当者の説明によると、還付が発生する場合には、同還付に対しては当該地方自治団体が還付するかどうかを決定しなければなりませんので、電子申告を行っても当該地方自治団体に書面(訪問または郵便)による申告も行わなければならないとのことです。

電子申告は、下記の2つのサイト(ETAX、WETAX)を利用して電子申告をすることができ、事業場がソウルではない地域に所在する場合があるため、一般的にETAXよりはWETAXを通して電子申告が行われています。

ETAX(ソウル市の地方税インターネット申告・納付システム、<https://etax.seoul.go.kr>)

WETAX(全国の地方税インターネット申告・納付システム、<http://www.wetax.go.kr>)

(2) 代行申告

ETAXおよびWETAXを通して、税務代理人が法人地方所得税の申告業務を代行することができます。

ETAXの場合は事業者の公認認証書を以って代理申告をすることができ、WETAXの場合は代行人の申請によって代理申告をすることができます。

- ETAX(ソウル市)の場合、公認認証書を以って代理申告が可能
- WETAX(行政自治部)の場合、申告人が税務代理人を申請した後、区庁の担当者に承認を要請

現在、弊法人は税務代理人申請が完了されていますので、納税者は別途の登録手続きを行うことなく、弊法人が電子申告することができる状況です。

弊法人に代行申告を要請される場合には、電子申告要請書と地方所得税の按分計算のための事業場別の現況資料などをご送付いただく必要があります。

(3) WETAX電子申告方法

納税者または代行人がインターネットにてWETAXに接続し、申告書の作成画面で申告内容を直接入力して申告する手続きは次のとおりです。

順序	メニュー	説明
作成	申告フロー図	WETAXで申告書を作成
	基本情報の登録	法人登録番号、事業者登録番号などの会社基本情報を入力
	財務状態表などの 添付書類	添付書類を入力 (但し、電子申告できない提出書類は当該申告・納付の管轄地方自治団体に提出しなければならない。)
	特別徴収税額明細書	特別徴収明細書の(甲)紙、(乙)紙を入力 (但し、12月末法人の場合は作成しなくても結構)
	控除税額および 追加納付書	控除(減免)税額、繰越課税額、追加納付税額を入力
	遡及控除税額還付 申請書	事業年度、欠損事業年度の欠損金額、直前事業年度の法人地方所得税額、還付申請税額を入力 ※ 法人税申告時、欠損金遡及控除の還付申請をした場合に限り作成
	加算税額計算書	各事業年度の所得に対する加算税額、過少申告の算出税額を入力
	課税標準および 税額調整計算書	各事業年度所得、課税標準、算出税額、納付する額、土地などの譲渡所得に対する法人地方所得税、税額合計を計算
	課税標準および 税額申告書	法人区分、調整区分、株式変動、法人地方所得税、還付口座などを <input type="text"/>
	按分申告書	申告・納付の管轄地別に按分内訳を入力
受付確認	申告内訳照会	作成し申告された詳細目録を確認
納付	申告内訳照会	法人地方所得税の案内画面にある[申告内訳照会]を通して、一般法人申告、利子所得のみがある非営利法人の申告、ファイル添付申告の内容を確認して納付書を出力、インターネット納付(口座振込またはカード決済)を選択して納付することができる。 申告した内容に対する取消を望む場合、申告取消ボタンをクリックして取り消すことができる。

- 以上 -